

政令第三百四十号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項、第二十一条第一項第一号、第三十一条第二項並びに第五十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等）

第二十二条 第十六条の規定は、法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十六条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

附則第二条中「第十三条の」を「第十六条の」に、「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に、「別表

第三中「対象事業」とあるのは「事業」を「別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」に改める。

別表第一の五の項中

又 発電設備の新設を伴う原子力 発電所の変更の工事の事業	
------------------------------------	--

を

又 発 電	ル 出	ある 事業	ヲ 出	ある 発 電
-------------	--------	----------	--------	--------------

電設備の新設を伴う原子力 所の変更の工事の事業	
力が一万キロワット以上で 風力発電所の設置の工事の	出力が七千五百キロワット 以上一万キロワット未満で ある風力発電所の設置の工 事の事業
力が一万キロワット以上で 発電設備の新設を伴う風力 所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット 以上一万キロワット未満で ある発電設備の新設を伴う 風力発電所の変更の工事の 事業

に改める。

別表第二の十八の項を同表の十九の項とし、同表の十五の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十四の項の次に次のように加える。

十五 別表第一の 五の項のル又は フに該当する対 象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

別表第三の十八の項を同表の十九の項とし、同表の十五の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十四の項の次に次のように加える。

十五 別表第一の 五の項のル又は フに該当する対 象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。	

附 則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

